

相馬市議会訓令第一号

相馬市議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年六月四日

相馬市議会議長

杉本智美

相馬市議会公印規程の一部を改正する訓令

相馬市議会公印規程（昭和四十九年相馬市議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

10	相馬市議会事務局長印	方一八	古印体	一
10	広報広聴委員長之印	方二十一	古印体	一
11	相馬市議会事務局長印	方一八	古印体	一

に を

改める。

別表第二中10を11とし、9の次に次のように加える。

10

広報広 聴委員 長之印

附則

この訓令は、令和八年六月十七日から施行する。